

安全安心まちづくり

▼平成24年(1月～12月)の犯罪発生状況

平成24年の犯罪発生状況が福生警察署により公表されました。(下表のとおり)

○市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況(平成24年)

	面積(km ²)	空き巣狙い	前年比	ひったくり	前年比
本町	0.16	0	-1	2	+1
志茂	0.28	1	-3	1	+1
牛浜	0.23	1	0	0	0
武蔵野台	0.49	1	0	0	-1
福生	1.80	3	-1	1	0
熊川	2.57	9	-3	0	-5
北田園	0.32	2	+2	0	0
南田園	0.41	3	-2	1	+1
加美平	0.61	0	-2	0	0
東町	0.05	1	+1	0	0
合計	6.92	21	-9	5	-3
平成23年		30		8	

昨年は、一昨年と比較して、空き巣狙いの発生件数が30%、ひったくりの発生件数が約38%減少しました。

しかし、市内で起こった犯罪発生件数は866件で、前年に比べわずかですが増加しています。身近な犯罪は、一人ひとりの心掛けで防ぐことのできる犯罪です。「自分の安全は、自分が守る」という防犯意識をしっかりともち、被害にあわないように十分注意しましょう。

また、犯罪者は地域住民から声を掛けられたり、

姿を見られたりすることを嫌います。日ごろからあいさつなどの声かけをすることが、ご近所付き合いの輪を広げると同時に地域の防犯に繋がります。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691、福生警察署生活安全課防犯係 ☎ 551・0110

▼空き地・空き家等は適正に管理しましょう

空き地・空き家などは、普段から定期的に適正な管理を行わないと、雑草などが生い茂り、害虫の発生、ごみの不法投棄、通行の妨げ、火災・犯罪の発生の原因になりかねません。これにより近隣住民の生活環境が悪化し、大変な迷惑をかけることとなります。

また、管理が行き届かず建物の荒廃が進み、倒壊などで他人に被害を与えた場合は、建物の所有・管理をしている方の責任となります。

空き地・空き家を所有・管理している方は、雑草をこまめに刈り取り、みだりに人が出入りできないように施錠し、燃えやすいものを周囲に置かないなど、適正な管理をお願いします。

【問合せ】**〈雑草・枯草に関すること〉**環境課環境係 ☎ 551・1718 **〈ごみに関すること〉**環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731 **〈不法投棄に関すること〉**リサイクルセンター ☎ 552・1621 **〈火災に関すること〉**安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638 **〈防犯に関すること〉**安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

▼住宅防火10の心得

火災から身を守るためには、火を出さないための日ごろの備えと心がけ、そして、いざ火災が起きたときの早期発見や初期消火が大切です。火災に対する日ごろの備えを「住宅防火10の心得」により今一度確認し、家族みんなで火災予防に努めましょう。

●住宅防火10の心得

- ①調理中は、こまめに離れないようにしましょう
- ②寝たばこは、絶対にやめましょう
- ③ストーブの周りに、物を置かないようにしましょう
- ④家の周りを整理整頓しましょう
- ⑤ライターやマッチを子どもの手の届く場所に置かないようにしましょう
- ⑥コンセントの掃除を心掛けましょう
- ⑦住宅用火災警報器をすべての居室・台所・階段に設置し、定期的な作動確認をしましょう
- ⑧寝具類やエプロン・カーテンなどは、防災品にしましょう
- ⑨万が一に備え、消火器を設置し使い方を覚えましょう
- ⑩ご近所同士で声をかけあい、火の用心に心掛けましょう

【問合せ】福生消防署予防課 ☎ 552・0119

3月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

〈福生市〉【日時】13日(水)・27日(水)午前9時～午後1時

【場所】市役所1階第1相談室

〈羽村市〉【日時】6日(水)午後1時30分～4時30分

【場所】羽村市役所西庁舎1階102会議室

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市広報広聴係 ☎ 551・1529、羽村市市民相談係 ☎ 555・1111(内線199)へ。

福生市地域福祉推進委員会委員を募集します

市では、第4期地域福祉計画に基づき市民の福祉向上と地域福祉の推進を図るため、福生市地域福祉推進委員会を設置し、地域福祉に関する事項について審議、検討をしています。

この度、委員の任期満了に伴い、新たに市民の代表として4人の委員を公募しますので、高齢者、障害者、児童その他地域福祉全般について関心をお持ちの方は、ぜひ、この機会にご応募ください。

【募集人員】4人以内

【募集期間】2月2日(土)～15日(金)

【応募資格】満20歳以上の市内在住の方

【任期】平成25年4月1日～平成28年3月31日

【内容】市民の福祉向上と地域福祉の推進を図るうえ

での市への提言、検討、審議など

【応募方法】任意の用紙(A4で書式自由)に次の事項を記入し、持参、郵送、FAX、メールのいずれかでご応募ください。

①本人情報(住所、氏名、フリガナ、生年月日、性別、職業、電話番号)

②応募動機、福祉の分野で関心のあること、これまで仕事や学業、趣味やボランティア等でかかわってきたこと、自身のプロフィールなど(1,000字以内) ※選考結果は、郵送で通知します。

【提出先】〈郵送〉〒197-8501 福生市本町5 社会福祉課庶務・福祉計画担当

〈FAX〉552・5150 〈メール〉f-sfuku@city.fussa.tokyo.jp

【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当(市役所1階10番) ☎ 551・1735

～戦没者等の妻及び戦没者の父母等の皆さんへ～ 「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び「戦没者の父母等に対する特別給付金」が支給されます

1 「戦没者等の妻に対する特別給付金」について

先の大戦における戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別に慰藉するために特別給付金(記名国債)を支給するものです。※右表参照

(注1) 国庫債券は10年償還の記名国債です。

(注2) 受付期間を過ぎると時効により権利が消滅します。

2 「戦没者の父母等に対する特別給付金」について

先の大戦において、すべての子または最後に残された子を軍人等として戦闘その他の公務により失った父母、またはこれらの父母と同様の立場にある孫を亡くした祖父母の精神的痛苦に対して、国として特別に慰藉するために特別給付金(記名国債)を支給するものです。ここでいう戦没者の父母または祖父母とは、戦没者が死亡した当時、戦没者以外に氏を同じくする子や孫もなく、その後支給日までの間に氏を同じくする実の子や孫を有するに至らなかった方です。※右表参照

(注1) 国庫債券は5年償還の記名国債です。

(注2) 受付期間を過ぎると時効により権利が消滅します。

【相続人請求】上記「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び「戦没者の父母等に対する特別給付金」を受ける権利を有していた方が、請求をしないまま死亡された場合は、その相続人の方は自己の名で特別給付金を請求することができます。

【受付窓口】市役所1階10番社会福祉課庶務・福祉計画担当

【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1735

戦没者等の妻に対する特別給付金

特別給付金 国庫債券	支給対象者(①～④それぞれに該当する方)	金額	受付期間
第二十二回へ号	①第十七回特別給付金国庫債券「へ号」	④公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有している場合 額面200万	③平成22年10月1日において
第十七回た号	①第十回特別給付金国庫債券「た号」		③平成22年10月1日において
第二十二回と号	①第十七回特別給付金国庫債券「と号」		③平成23年10月1日において
第二十二回ち号	①第十七回特別給付金国庫債券「ち号」		③平成24年10月1日において
第十七回れ号	①第十回特別給付金国庫債券「れ号」	額面180万	③平成24年10月1日において

戦没者の父母等に対する特別給付金

特別給付金 国庫債券	支給対象者(①～④それぞれに該当する方)	金額	受付期間
第二十一回ち号	①第十九回特別給付金国庫債券「ち号」	④公務扶助料、遺族年金等を受ける権利を有している場合 額面100万	③平成22年8月1日において
第十九回わ号	①第十六回特別給付金国庫債券「わ号」		③平成22年10月1日において
第二十四回は号	①第二十一回特別給付金国庫債券「は号」		③平成22年10月1日において
第十九回を号	①第十六回特別給付金国庫債券「を号」		③平成22年12月1日において
第二十四回に号	①第二十一回特別給付金国庫債券「に号」	額面100万	③平成23年10月1日において
第二十四回ほ号	①第二十一回特別給付金国庫債券「ほ号」		③平成24年10月1日において
第二十一回り号	①第十九回特別給付金国庫債券「り号」		③平成24年10月1日において
第十九回か号	①第十六回特別給付金国庫債券「か号」	額面100万	③平成24年10月1日において

【特別障害者手当等振込みのお知らせ】特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を2月8日ごろに振り込みます。【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742